

第七回国会
衆議院

大蔵委員會議録第三十三号

(三九三)

昭和二十五年三月十五日(水曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事北澤 直吉君 理事小峯 柳多君

理事小山 長規君 理事島村 一郎君

理事前尾 繁三郎君 理事早野 勲君

理事河田 賢治君 理事内藤 友明君

岡野 清彦君 奥村 又十郎君

高岡 松吉君 田中 啓一君

吉米地 英俊君 三宅 則義君

田中 織之進君 宮腰 喜助君

竹村 宗良 一君

出席政府委員

(大蔵事務官) 石原 周夫君

(主計局次長) 佐藤 一郎君

(大蔵事務官) 伊原 隆君

(大蔵事務官) 酒井 俊彦君

(大蔵事務官) 松崎 健吉君

委員外の出席者

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

案内閣提出第七四号)

証券取引法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四四号)(参議院送付)

○川野委員長 これより會議を開きま

す。

造幣庁特別會計法案を議題として質

疑を続行いたします。小峯柳多君。

○小峯委員 第二條の造幣庁の事業の

中に、貨幣、章はい、記章、極印その

他いろいろ書いてありますが、こゝに

う事業は金額で見ても、それ／＼どの

か。それによつて造幣庁の事業の輪郭

がわかると思ひますが、お伺ひいたし

たいと思ひます。

○松崎政府委員 お答えいたします。

第二條にいろいろの事業の内容が書いて

ござりますが、それを金額的に説明

させていただきます。

二十五年年度の歳入予算をよつて数字

を申し上げますと、貨幣の製造が圧倒

的に大きな部門を占めておりまして、

これが金額で六十四億圓になつており

ます。金銀加工関係、すなわち赤十字

の有功章であるとか、その他美術の草

はい、これが三千百万圓、銀物の分析

あるいは品位証明というやうなもの

がありまして、これが約千百万圓、それ

に貴金屬の地金の配給業務をやつてお

ります。この配給業務と申しますのは、

金銀特別會計の分派的な仕事であ

りまして、歳入歳出とも相当に大きく

なつておりますが、これが十一億七千

百万圓、大體大きな四つの事業を申し

上げますと、そういう關係になつてお

ります。

○小峯委員 ただいまの数字は、これ

は普通の商売でいつて、いわゆる売上

高になる数字だと承知してよろしくご

ざいますか。

○松崎政府委員 そうです。

○小峯委員 貨幣六十四億売り上げ

て、それから上る利益というものはど

のくらいになるのですか。

○松崎政府委員 お答え申し上げます。

六十四億と申しますのは、内容から

申しますと、大體十圓の貨幣が六億

枚で六十億でありまして、それに五圓

の貨幣が五千万枚、一圓の貨幣が一億五

千万枚、枚数で申しますと計八億枚で

あります。その名目価格が六十四億

になるわけでありまして、利益の方から

申しますと、従来は発行価格に相当す

るものから製造費、地金の代価を差引

いたものをよつて益金にしておつた。

ところが二十五年年度の予算から、今回

提案になつております特別會計法によ

りまして益金というものを見ない。す

なわち発行価格から製造費に相当する

ものを差引きましたものを、一般會計

からの繰入れによつてまかなう。それ

で発行価格に相当するものは、貨幣回

收準備金という特別な資金を設けまし

て積み立てておるわけでありまして、

將來その貨幣を回収した場合に、その

資金から拂ひ出すということになつて

おりますので、貨幣に関する限りはい

わゆる益金というのを見ておらない

ということでございます。その他の事

業におきましては、それ／＼独立採算

的見地から、少くとも收支に合致し

ております。益金をいつも多少でも上

げで参るといふことにとりかはらつて

おります。

○小峯委員 貨幣に関する限り益金が

ないというふうな御答弁ですが、それ

以外のものでも大體收支はとん／＼に

なる。そこでお伺ひいたしたい点は、ど

うもやはり役所仕事というものが、社

会的な通念からいつても、現実の問題か

らいつても、非能率のあるいはひとり

とが、一般に想像されるのであります

が、こゝにいうのは、記章などをつく

る場合に、一般民間企業と比べて、あ

なたの方はよい品物をつくる自信があ

ると考えておられるか。一般の品との

比較においてならみ合せてやつておら

れるか。造幣庁という看板だけで、い

わゆるお役所の權威に隠れて高いもの

を押しつけるというやうな傾向はない

かどうか、この点について御答弁願ひ

たいと思ひます。

○松崎政府委員 お答えいたします。

先ほど私が御答弁いたしましたのが非

常に簡單で、全部を盡しておらぬと思

ひますので、ただいまの御質問にお答

えしたいと思ひます。実は貨幣の製造

に関する益金の問題でございますが、

これはいろいろ原價計算から申しまし

て複雑な過程を経るのであります。私

の方ではなるべく一般會計からの繰

入れを少くしたいというので、安くで

きますれば、できるだけ一枚当りの單

価を引下げまして、繰入れをして行き

たい。そして二十五年年度に繰入れて

おります金額の單価も、昨年度あたり

から見ますと、二、三割低い單価で繰

入れております。それは貨幣の枚数が

非常にふえて来たこと、一枚当りの

單価が安くなったという關係もありま

す。たとえて申しますと、二十四年度

すなわち今年度におきましては、すで

に御承知と思うのであります。貨幣

は五圓と一圓の両方を入れまして、三

億九千万枚の計画であつたのでありま

す。しかもこれに要する人員は、行政

整理前の人員で相当大きな人員を擁し

ておつた。そのために貨幣一枚当りの

單価も非常に高かつたのであります。

ところが二十五年年度におきましては、

先ほど申し上げましたように、一挙に

二倍以上の八億枚をつくる。しかも人

員は行政整理によりまして、三割の定

員の減少を來した。その人数で製造に

當るわけでありまして、そのために一

人当りの一年の製造枚数というものは約

二倍くらいになつております。すなわ

ち能率の増進によつて、貨幣のコスト

が非常に下つておるのであります。昨

年度の資金を申しますれば、十圓の貨

幣で、二十五年年度予算において、一枚

当り一圓八錢ということになつており

ますが、昨年は洋銀はやつておりませ

んから、黄銅から考えますと、これが

おそらく一圓五、六十錢くらいになつ

ておるのではないかと考えておるので

あります。黄銅にしますと、洋銀より

加工が非常に困難でありまして、手数

第一類第六号 大蔵委員會議録第三十三号 昭和二十五年三月十五日

もよけいかかつて、おそらく洋銀の一枚当りの製造費より、同じものを黄銅でつくりました場合には五割くらいよけい手数料がかかりますが、洋銀のものを六億枚も入れまして、八億枚つくるのでありますから、その点は非常に能率の改善、その他経費の節約を実現し得ると思つております。それから御質問の貴金屬加工品の問題であります。これは私の方は往年勳章を非常に大量につくりまして、技術を研鑽いたしまして、相当な技術的な自信を持つておるのであります。将来外国向けの輸出品、あるいは外国からの勳章の注文がありまして場合には、この保有しておきます技術をも十分に生かして、国策に寄與したいと考えておるのであります。ところが現在の情勢は、そこまで行つておりませんので、なるべく技術保存という意味で、仕事をやつておるのであります。もつとも貨幣の方が非常に忙しいので、行政整理直後等は、あるいはメダルというふうな、製造部門の人員を半ばばかり減らしまして、貨幣部門に配置転換をいたしておきます。そんな関係で、人件費その他も極力節約いたしておるのであります。民間の品物と比較してどうだというお話であります。これはコストにおきましてはほとんど遜色ないと思ひます。品物の品質から申しますれば、とうてい民間の追隨するような程度ではありませんが、かなり群を抜いておるつもりであります。品物はしろとにはなからぬのであります。が長く使用するうちに、さすがに貨幣の製品は違ふということを現に言われしております。将来もそれだけの自信を持つておるのであります。簡単にあり

ますが、お答えいたします。
○小委員 それから十円、五円、一円の貨幣の製造原価であります。金の値段を入れて、補助貨幣の常として当然額面額より低いはずであります。が、地金の評価基準を一応御説明願つて、額面額と製造原価との違いをお教えいただきたい。
○松崎政府委員 まず十円からお答えいたします。十円の洋銀の地金代、すなはち材料費の方は二十銭五厘であります。それから加工費の方が、七十八銭五厘、それに造幣本庁の一般管理費のものがございまして、それが九銭五厘、以上の三つを合計いたしまして、一枚当り一円八銭三厘九毛という数字になります。五円の方を申し上げますと、黄銅の材料費が十八銭七厘、加工費が五十九銭六厘、一般管理費が七銭五厘、合計いたしまして八十五銭四厘二毛であります。ついでに一円を申し上げますと、これも黄銅であります。材料費が十五銭九厘八毛、加工費が五十四銭四厘、一般管理費が五銭五厘合計いたしまして七十二銭二厘になります。従いまして製造費と名目価値の差の一番大きいのはやはり十円でありまして、その次に五円、一円ということになつております。一円をつくりましても、そこに二十八銭ばかりの差が出て来る、こういうことになつております。

○小委員 貴金屬の配給業務に關してでございますが、配給業務と審査費の關係、これはどういふふうになつておりますか。
○松崎政府委員 貴金屬の配給業務は、実は私の方では政策的なことをやつておりませんで、政策的なことをや

つておりますのは、大蔵省本省の理財局の管理課の關係になつております。私の方は貴金屬の地金を取扱つております關係で、すべて配給業務の現場的な仕事をやつておるわけでありまして、従つて政策的な部分につきまして、ちよつと御容念いたしかねると思ひますが、實際の動きといたしましては、私の方で一定の拂下げの所要量を見込みまして、これを貴金屬特別会計の方からまわしてもらひまして、これを一般に配給しておるというふうな關係になつております。審査費の方は、今度貴金屬管理法が提案されることになつておるのであります。それによりまして私の方の業務といたしましては、民間から精製を委託された場合には、私の方で精製するといふような業務を担当することになつております。政策的な部分につきましては、理財局の方にお願いを願ひたいと思ひます。

○小委員 その配給業務で、企業的な企業はどのくらいあるのですか。それから手数料なんかの關係があると思ひますが……
○松崎政府委員 これはほとんど私の方はこれによつて利益を上げるということをしていませんで、終始それに見合つておるような關係になつております。数字を申し上げますと、先ほど申し上げました貴金屬の配給業務におきましては、購入予定額が十一億七千万円、これに對しまして歳出予定額が十一億六千五百万円でありまして、わずかの間造幣特別会計としての收支の差は五百六十五万円だけでございます。全体の會計から申しますと、ほとんど微々たるものでありまして、收支とん／＼と言つてもさしつかえない

くらいであります。
○小委員 しかしその差額は手数料か何かといふことになるのですか。
○松崎政府委員 この差額をもちまして、これは人件費も一応歳出予定額の中に見ておりますが、これは益金と見てさしつかえないと思ひます。

○三宅(剛)委員 私は二、三お尋ねいたしますが、私の心配しておりますのは、今度の造幣特別会計におきまして、資金關係であります。これについて資金は、固有資本、減価償却引当金並びに借入金資本、また一般の資金と三つにわかれておるようでありまして、これにつきましては、相当數量の準備ができておるはずであると思ひますが、これは大蔵省の方でおわかりでしょうか、承りたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 今三宅さんの御質問のありました点、ちよつとはつきりしませんが、貸借対照表、それから損益計算書これらは二十三年、二十四年、二十五年について全部お手元にあります。

○三宅(剛)委員 この資金關係におきまして相当余剰があつた場合には、特別会計に繰入れることはもちろんであります。また足りない場合には、それから持つて来なければならぬということに相なろうと思ひます。現実面におきましては造幣といたしましては、やはり独立採算といふか、ある程度まで自分の力によつてまかなうといふ考えであるかどうか。その辺を承りたいと思ひます。

○松崎政府委員 ただいまのお尋ねに對しましては、私もいたしましては、どこまでも特別会計である以上、独立採算的な見地で参りたい。今後の見通しをいたしましては、大体製造計画が確定的にきまつておりませんから、はつきりしたことは申し上げられませんが、ただいま予定しておる貨幣の製造をもつて今後参りますと、昭和二十八年度くらいになりますと、すでに貨幣回收準備金も予定額をオーバーいたしました。一般會計からの繰入れによらずして大体やつて行ける時期が参ると考えておるのであります。私の方では、會計法にありまして、原価計算その他を嚴格にいたしまして、経費の節約その他能率増進をいたしまして、十分に独立採算的にやつて参りたいと思ひます。

○三宅(剛)委員 私はこの前もお伺ひいたしましたわけですが、この硬貨につきましては、御水知の通り非常にたくさん種類がありまして、皆さんも迷惑しておるわけでありまして、今後ある一定の時期にこれを統一されましか。五十銭とか一円とか二十円とか十円とかいふ形で、わかりやすいようにするのが根本であると思ひますが、これに對して政府は何か具體的にこの一、二年のうちに、こういう計画を遂行しようという御意思がありますか。その辺を承つておきたいと思ひます。

○松崎政府委員 ただいまの御質問、まことに同感でございます。ただいままで御承知のように、金屬の貨幣が六十八種類ございまして、流通上非常に不便の多いことは日々衆人の批判を受けておるところであります。政府といたしましては、なるべく早く新しい經濟情勢に合うような硬貨を整備いたしまして、一面少額の實際流通上の役割を果たしておらないものを、早く整理

還費といたしましては、予定として六百二十四億でありますが、そのうち五

百六十億ほどは債務償還に使つております。公企業投資が二百七十億予定いたしておりますが、これはすでに全額出ております。それから私企業投資は、承認を受けたものが二百八億で、うちすでに資金が出ておりますものが百六十八億、大体こういうことになつております。運用資金は二百七億持っておりますが、その大部分は証券に運用しております。なお詳しいことは印刷しまして、資料として配付することにいたしたいと思います。

○小委員 食糧証券に運用しておりますが、これをあとどういふふうに使ふつもりか。大蔵大臣の説明ですと、相当額繰上りな話を承つておりますが、金融の非常困難なときでありますから、十全の活用をしてしめるべきだと思つていますが、そのお見込みを伺いたい。

○酒井政府委員 ただいま申し上げました余剰金の運用でございますが、それは御意見の通りこういう際でありまして、われわれといたしましてはなるべく解除してより努力するつもりでございます。大体内に私企業投資といたしまして二百四、五十億のものは解除されるのじやないかと思つておりますが、結局二百三十八億程度のもので、やはり明年度に繰越すことになると思つております。これは計画それ自体は一応承認を受けまして、現実に資金が出て参ります手続その他のずれがございまして、若干の繰越しはやむを得ないと考えております。

○小委員 計画はきまつてもずれがあるというお話ですが、そのずれこそなくしていただくのが一番必要な時期だと思つておりますので、どうしてそれが出来るか。ずれの生じたゆえん、それをなくする見込みについて伺ひたい。

○酒井政府委員 ずれの出で参ります一番大きな原因は、計画は、一つの工事計画を承認して参りますので、来年度分に工事その他がかかるものがございまして、それは遅延に資金が必要になりましたときに、資金を放出して行けばよろしいのでありまして、そういう点で繰越しが相当出て来るということに相なるかと思つております。

○小委員 あなたの運用の見込みのお話の中に入つて来ない点で、たとえば大蔵大臣がいろいろな談話をするようですが、証券の対策に使う資金の計画がちらほら見えるけれども、そういうことを聞き及んでおられるかどうか、それを考慮に入れておられるかどうか、伺つておきたい。

○酒井政府委員 ただいまの証券対策にこれを使うかどうかということにつきましては、まだ具体的な案ができておりません。大臣からも特にお話もありません。

○小委員 どうも高等政策なんです、事務的には御承知ないかもしませんが、最後に一つ伺つておきたい点は、見返り資金の使い方が少し最近様子がかわつて来た。私は、今日の経済政策の中では金融政策が非常に圧倒的な重さを占め、しかもその金融政策の中で見返り資金をどういふふうを活用するかというところは、非常に重い役割を果すと考へておられるわけでありまして、そこであつた実務的に扱つておられて、この見返り資金の扱い方が少し

様子がかつて来た、いわば積極的にわれわれの手が及ぶふうになつて来たという感じがしないかどうか。これは御答弁しにければあえて伺ひませんが、とにかくそういう大切な勘定を預かつておる人なのでありますから、どうかその点も心してお考え願ひたいと思つております。

○酒井政府委員 ただいまの御意見は、われわれといたしましては、ことに御同感でありまして、今年度の財政資金の構造その他から考えますと、見返り資金の運用が適切に参るといふことが、経済の正常な循環と申しますか、安定に一番必要なことでありますので、この運用につきましましてはおつしやるような考え方で、われわれも事務的な面におきまして努力をいたしておるつもりであります。なお努力の至りません点は、今後できるだけそういう御意見をくみまして善処したいと思つております。

○川野委員長 内藤友明君。○内藤(友)委員 私は一、二お尋ねしたいのでありますが、以前は、この金融の問題で一番私どもがやかましく議論いたしましたのは、復興金融庫の事務であつた。これがあつたことになつて、今日はまことにどうも影が薄くなつてしまつた。今度かわつて登場したのが見返り資金という問題なのであります。今も小委員からお尋ねがありました。お尋ねのことは、この見返り資金といふものを、日本の産業、経済といふものに、いろいろ問題を投げかけるのではないかと思つて、そこでひとつお尋ねしたいのですが、速記をやめていただきたいと思います。

○川野委員長 速記をとめます。(速記中止)
○川野委員長 速記を始めます。竹村奈良一君。
○竹村委員 私はつきり申し上げますと、それが一番問題なのです。それがはつきりしてからばつ／＼聞きたいと思つておりますので、その資料をもらいたしたいと思います。

○川野委員長 北沢君は、きようはよろしゅうございませうね。それでは三宅君。
○三宅(剛)委員 私は事務的なことひとつ伺ひたいと思つております。米國対日援助見返資金につきまして、ここに電氣通信事業とありますが、発電所とか電信、電話とか、明細な資料がありましてら承りたい。それからそのほか、国有林野事業に使用するということがありまして、概略は伺つたのでありますが、これももう少し明細に伺ひたいと考へます。また日本国有鉄道に使用するもの、どういふ方面にこれを利用するかという事務的な資料も明細に承れればけっこうであります。

○酒井政府委員 ただいまお尋ねのありました点は、さつそく資料にして差し上げたと思つております。
○三宅(剛)委員 資料をいただいてから詳細に検討することになるのでありますが、大体一、二点だけ今日申し上げておきたいと思つております。もちろんわが国の産業、経済のすべての基礎になるものは電源開発であり、これが中心になることはもちろんであります。これについては、相当恒久的な事業にも相なるわけでありまして、相当継続的にやらなければならぬと考へております。

すが、今年度内に相当できるつもりでありませうか。あるいは長年かかるつもりでありませうか。そういう計画的なことも承れば仕合せと考へます。

○酒井政府委員 ただいまお尋ねのありました電力事業に対する投資でございまして、これは本年度融資をいたしましたものの明年度への繰越事業は、明年度分といたしまして百五十八億程度でございます。それから来年度若干また新規が出て参りますが、これは仰せのように、電力事業は大規模な長期に続くものでありまして、今年の工事もずつと明年度に尾を引いて行くわけでありませう。

○三宅(剛)委員 電信、電話というのは割合に簡単と言つてはおかしいですが、電源開発に比べれば容易にできる事業だと考へます。電話は地方の農村都市に至るまで普及すべきものでありまして、これに対して政府は準備せられておるものと思つておりますが、いかがなものでありませうか。

○酒井政府委員 ただいまお尋ねのありました点は、電信、電話に關しまする予算で大体きまつておりますが、電信、電話の補修取替費といたしまして、市内電話で二十三億、市外電話が七億三千万、電信関係が三億九千万、無線関係が一億三千万、それに資材関係の五千萬元といったようなもので、合計で補修、取替が約三十六億。それから建設の方で、電信関係で三億五千万、電話関係が、これは新設建設であります。が、九十一億、市内電話がそのうち五千四百萬、市外電話の關係が三十四億、その他合せまして、先ほど申し上げ

しされたこの不当なもの以外に、現在しておるところにおいては、そういう危険は実在いたしませんか。また現在そういう点を調査中の会社があるかどうか。それをひとつ御回答願いたい。

○湯地政府委員 証券会社の資産の内容につきましては、委員会といたしまして各業者から毎月営業用純資産が、外部債に対して二十倍を超えているかないかという調べを、毎月末に出しておるのであります。それでその出して来たもののうちで、もちろん二十倍を超えておる報告が参りますれば、これはただちに検査をいたしまして、その事実を確かめまして、そうして本人を呼びまして、場合によつては営業停止、あるいは整理の計画のできないものについては登録の取消しという処分をいたすのであります。現在検査をいたしておるものもありませんが、その報告面だけではただちに営業停止もしくは登録の取消しの対象になるものは、たゞいまありません。ただ別の事由で現在検査しておるものはあります。

○竹村委員 それでは一月現在でも、十二月末現在でも、このようにございまして、各証券業者の手持証券は一体何億ぐらいですか。

○湯地政府委員 所有有価証券は、全国業者全部で約六十億あります。

○竹村委員 そういたしますと、株価値の下り等が非常にいたして、ひどいものになると五割ぐらゐの下りをしてたしてある。そういたしますと全国で六十億の手持証券によつて、五割ぐらゐの下りすれば三十億ぐらゐになつておる。そういたしますと証券業者の資本から考えますと、われ／＼として

考え及ばざる危険を感じるのですが、このことについてひとつその資金はどうなつておりますか。

○湯地政府委員 もちろんこの所有有価証券が、最近の株価値の下りというところは考えられるのであります。しかし一面取得原価が相当安い時代のがありまして、むしろ高くなつたのは去年の五月ごろが一番高いのでありまして、それ以前等に取得したものに、つきましては相当安く買つておる。相当含みを持つておるものもありません。上、値下りは相当影響は及ぼしてはおりますが、倍率を超過するといふようなことは今までの報告等から見まして、そう心配することはないのではな

いかと考へております。

○竹村委員 もちろんそういうふに考へられるのは当然であります。六十億のものが値下りによる評価がえなにかいたしますと三十億ぐらゐになるのじゃないか。そうなるのももちろん安いときに買った手持ちもあると思ひますけれども、その後のいわゆる証券業者に対する資金の問題が解決してない、非常に危険を感じるのですが、それに対しては政府は何か適当な対策を立て、あるいは何かの方法で、そういう面をカバーして行くといふような方法をおとりになつたのであれば、ひとつそれをお聞かせ願ひたい。

○湯地政府委員 証券業者の経営の内容をよきとするといふ上につきましては、極力事業の経営を合理化させる。できるだけ人数を減らして営業費を少く切詰めて行くといふことを、こちらから勧めております。証券業者といたしまして、もう一つは能率をよくする

といふことで、ある業者のごときは能率の専門家をお願いして、証券業経営自体の能率をはかるというところを研究して、すでに実行に移しておるところもあります。それからいま一つは、証券業の手持有価証券等を利用して、金融機関から融資を受けるという点につきましては、実は昨年八月ごろまで、証券担保の融資が順位で内であつたものであります。八月から乙になり、十二月にはこれを甲に持つて行くといふことから、これを担保に入れまして銀行から融資を受けて経営し得るという道が開かれて、この意味においては、証券業者の経営を案にするといふことができるであらうと考へております。

○竹村委員 私はこれは相当な額に上つておると思うのですが、それは私が思うだけであつて、事実はどうかわかりませんが、そこで一つ問題は、現在株の下つておるときに、銀行等の融資を受けておるといふ場合においても、おそれる銀行等が融資をする場合においては、値下りによる担保条件の変更などを言つて来て、相当な金詰まりになつておると考へるのです。おそれる銀行はむしろな投資をしていないと思ふけれども、いろ／＼な形である程度の融資をしておる場合に、危険を感じておる銀行が現在あります。

○湯地政府委員 銀行は御承知の通り相当手固く融資をしております。しかも有価証券であります関係上、受けた担保を市場に出せば、会社といたしましても自由に処分ができる、融通性があるといふ意味で、株式担保をとつておりますから、銀行が証券会社に不當な貸付をして、その融資が困難にな

るといふようなことは、おそれるあるまいと考へております。

○竹村委員 あなたのほうはあるまいとおつしやつておるのであります。しかし数字的にこれを考えれば、先ほど言ふように危険を感じるような人もある。従つてそういう際には、いわゆる決算等はなるべく短かい期間にして、みなぎ安心するようない方法をとつた方がよいと思ひます。それを六箇月であつたものを特に一年に延ばされるというところは、われ／＼は納得のできないところでありまして、政府としては、決算を六箇月のものを一年に延ばすといふことは、今度の株価値の立直りを待つて決算をするといふ心組みではないかと思ひますが、これに対してはどう考へになりますか。

○湯地政府委員 その点はお説のようなどでは決してないでございまして、これは前々から証券業者といふのは、御承知の通り大体今までの例であります。今年にはちよつと違ひますが、暮れごろから三月、四月ごろまでにかけて大体株価値の値上がりがある。従つてその間に取引も多いのであります。そうして従来は九月、三月と二期の決算であつたのであります。大体三月の決算におきましては非常に利益が出ておる。九月の決算においてはむしろマイナスが出るというふうな筋を、今まで大体たどつて来ております。実際問題といたしまして、二十四年の三月決算におきましては、非常に利益が出ておるのであります。反対にその前の年の九月には各社ともほとんどマイナスというふうな関係で、税の負担から申しても、非常に不均衡を生ずるといふような点もありま

て、どうしても証券業の実態から見ると、これを一年に平準するといふことが、証券業の内容を健全にするといふ意味からいつても必要だといふことを、かね／＼考へておつたのであります。これは特別に、今株価値が下つて決算が困難であるからといふ意味で、延ばしたのではございませぬ。

○竹村委員 それではもう一つお聞きしたいのですが、証券業者の預かり有価証券は、全国で大体何億ぐらゐになつておりますか。

○湯地政府委員 約二十億であります。

○竹村委員 二十億という預かり証券があるというお話であります。それを適当に流用しているかどうか調査されたことがあるか。もし調査されたのだつたら、これをたして適当に流用しているかどうかといふことを、お伺ひしたいと思います。

○湯地政府委員 預かり有価証券といふのは、これは顧客の承諾を得れば流用できるわけでありまして、特に顧客が五分預かりにしてくれとか言わない限りは、大体流用できることになつております。

○竹村委員 こういう問題について、もちろん流用もできることになつておりますが、その返還とか何とかといふことで問題が起つておるようなことはあります。

○湯地政府委員 営業の停止をした、あるいは登録を取消したりするようない証券業者は、実はそういうような問題等が一つの原因になつておるのであります。

○竹村委員 それではもう一つお聞きしたいと思ひますが、証券業者は事業

れわれは計理を職業としておる立場上、こういうものが目に見えるのでありますから、こういう点について十分今後お取締り願うと同時に、これに関する資料がありましたら、資料をお願ひしたいと思ひます。

それから今度公認会計士法の一部が改正されて、計理士においても三箇年間監査証明ができるという改正案

が出ておりますが、こういう計理士法の改正案が出た場合には、やはりこの証券法の場合にもこの監査証明を認めるものであるかどうか。

○湯地政府委員 この証券取引法によりまして、これは改正前の証券取引法の中にも、証券取引法に基いて提出する財務諸表について、公認会計士の監査を受けなければならない旨の委員会

規則を出すことができないという規定があるのですが、大体それをさらに敷衍して現在の改正法律ができておるのであります。これは公認会計士法において、一般計理士も当分の間公認会計士がやり得る仕事についても監査ができるという改正があれば、当然これもかわるかというお話でございますが、証券取引法は、現在の日本の財

その形を踏える。そうして投資家が各
会社の財務諸表を比較検討するのを便
利にするということ、いま一つは財
務の監査によつて、それが適格のもの
であるとすることが投資家保護のため
に必要である。こういう二つの趣旨か
らできておるのであります。これは御
承知の通り、アメリカでも財務諸表に
ついて、公認会計士の監査を要するた

のでなければならぬということになつておつて、しかもそれを実行するの

は、アメリカの証券取引委員会が中心になつてやつておるのであります。こういう意味でシャープ勧告において、日本においても証券取引委員会が、財務諸表の統一及び正確を期する意味においてやるべきであるという意味の勧告があるわけでありまして、それで問題は、証券取引法における公認会計士の監査を受けなければならないというもので、計理士の監査でよろしいということにするかどうかという点につきましては、実は前にも申し上げたのであります。これはやはり公認会計士という制度をつくつてやつて行くという建前から申しまして、またシャープ勧告の趣旨から申しまして、やはり公認会計士の監査を受けなければならないというところにしたいと考えておるのであります。もちろん現在の公認会計士の数、並びに実際の経験というところから勘案いたしまして、公認会計士の監査を受けなければならないとする面をどの程度にするかというところは、証券取引委員会規則で定めることができることになつております。関係上、その規則の運用によりまして、現状に即して考へて参りたいというふうにも考へて考へておられますが、公認会計士法の改正がそのまま証券取引法の公認会計士の監査に適用されるかと申しますと、それは適用されない、そういうふうにお答え申し上げるわけでありまして、

○河田委員 今取引委員会の方で、主としてその方の監査、検査にかかつておられる人員数はどのくらいでありますか。大よそでやつてこうであります。

○湯地政府委員 証券取引委員会自体で検査に従事しておる者は約二十名です。それから御承知の通り、全国にあります財務部及び財務部の支部も、証券検査官として検査をしておるのであります。これが約六、七百名あります。

○河田委員 そうしますと、この法律の五十五條の監督と検査、それから第七十六條も同様であります。協会に對する監督、検査権というのになります。大抵これだけの人数で十分投資者の保護をすることができるとお考えになつておるか。この点をお伺いしたい。

○湯地政府委員 われ／＼といたしまして、この検査官はできるだけ多きを欲するわけでありまして、しかしそれは政府の方針もあり、予算の関係もあり、そう多きを要求するわけにも参りませんので、現在の人員をできるだけ有効に使つて、検査の目的を期したい。また期するつもりであります。

○河田委員 人員が足りなければ、ほんとに投資者を保護したり、公益を守るために必要な経費は、国家から支弁するのが私は当然だと思ふ。どこでこういう検査しないしは監督をされる方々は、主として会社の、あるいは業者の報告書に基いて検査されておるか。この点をお聞きたい。

○湯地政府委員 もちろん会社から出ております報告書等一つの基礎といたしまして、これは実地に臨んで検査するのであります。

○河田委員 御承知でありまして、去年の八月、京都市警で、第二証券の百万円の不渡り手形が端緒となつて、市内証券五十六社中、証券取引法違反、業務横領、詐欺などの犯罪容疑を摘発して、関係業者は実に十五社に及んでおる。不正外資を出した社が五社に及び、添付件数五十五件、うち身柄送付は四十二名、詐欺横領被害の総額は二千五百万円に達し、判明した被害者は二百五十名に達して、おりまして、こういうふうなことは取引所全体が大きな不正があつたわけでありまして、取引委員会があらがらぬ。実際に警察にひつぱられたものはこのうちわづか四名足らずでありまして、いづれにしても、相当被害者に迷惑をかけておる。その監督をすべき取引委員会が、こういうことに対して十分事前になされてないやないかと。これは、先ほど人が足らぬ、またその実地調査ということも、私は欠けるのではないかと思ふ。主として文書報告、あるいは検査報告等によりまして起る、結局こういうことはどうしても起るがちなものであつて、従つて今回決算報告を六箇年から一箇年に延ばすというところも、実際の公益を守り、また投資者の保護をする検査監督の立場からいつても、私は不適当でないかと思ふのです。こういう関係について取引委員会の意向をお尋ねしたいと思ふ。

○湯地政府委員 決算期が半年から一年になつたからといつて、一年たつてからでなければ検査しないというわけではございませんで、従来の半期決算のときと同じように、この検査はやるつもりであります。

○河田委員 検査はおやりになるのでありますが、やはり人が足りなければ、実地調査や何かができないので、やはり会計決算報告とか何とかいう業者の報告に基いてやることになれば、どうしても手が抜けると思ふのです。特に今日のように経済界が非常に変動しておりますときには、えてして中小業者たちが、御承知の通り取引委員会からいろいろ営業停止を食つたり、あるいは警告を受けたりしておる事件もどん／＼と起つておる。だからこういう事態においては、まず／＼取引委員会の活動を強化したり、あるいはまた業者の方から報告を取寄せるのも、できるだけ早く取寄せればそれだけ問題を少くして、投資者の保護にもなり公益を守ることになる、こういう考へをわれ／＼は持つておるのです。それを決算は一年にしまして、その報告が来れば、それをおやりになると思ふ。その点を伺いたしたいのです。

○湯地政府委員 委員会といたしまして、毎月々々月末の報告をとつて、それとにらみ合ひながら検査するものは検査して行くという方針をとつております。

○宮腰委員 先ほどお願いしたのです。局長さんの方から何も御返事がないうのであります。資産内容の貧弱なものを、五十万円以下であればこれを取消すということですが、しかし資産の問題については、土地とか家屋とかいふものは入れてないやないやないと思ふのです。これがもし一流会社であつて、その資産内容が貧弱であつた場合、ただちに五十万円以下になつたからといつて整理するということは、非

常に債権者に迷惑がかかることになりまして、こういう場合は弾力性のある処置はできないものでしょうか。

○湯地政府委員 これは御承知の通り、今度の純資本額五十万円というところが通りました。そうして既存業者につきましては二箇年の猶予があります。二年を過ぎたことになりまして、検査の結果純資本額を制することになります。法律で営業の停止もしくは取消しをしなければならぬというよう規定になつております。その点先ほどお話がありました通り、事前に不良資産等は償却して、あるいは不当な取引を停止することができ、権限を委員会に與えていただく、その権限を行使することによつて、事前にそういう状態にならないように監督して参ります。

○宮腰委員 一流会社でそういう貧弱な資産内容のところ、われ／＼の整理をやつておる立場から言つて、たしかに二、三社あるように思われるので、こういうものは十分取引委員会において警戒して、債権者に迷惑のかからないような御処置をお願いしたいと思います。

○河田委員 財政法の一部改正について伺います。実はこの前だれかほかの委員が質問したかもしませんが、今度はいわが目の区分である節を大抵廃止することになるわけですが、この節を削除しなければならぬという事情をちよつとお聞かせ願ひたい。

○石原(周)政府委員 財政法の新しい改正によりまして、従来予算のいわゆる行政科目としてござりました節というものを廃止をいたす、その趣旨でこ

ざいですが、これは御承知のように最初の財政法以来と申しますか、なかなか昨年の改正以来、会計経理のやり方につきましても、支出負担行為と申します債務の履行、すなわち現金の支出の以前におきます給付義務の発生という点と、もう一つは現金の支出といういわば二段構えの整理をいたし、その点の統制をしておるわけでありす。従いましては、素朴に申しますと、従来の支拂い予算一本の場合に比べましては、相当大きな手数がかつて参ります。しかしながら従来の現金支出一本で押さえるだけで、会計といふものの適正を期するといふことはむづかしいのであります。従来に比べますと手数はかかるのであります。その二本建てで統制いたすという点につきましても、私どもどうしてもやらなければならぬかと思ひます。その反面におきまして、会計事務といふものがあるに複雑になり、あるいはあまりに煩雑になるという点につきましても、この際できるだけその手数を減らしたいといふことも考えなければならぬといふのが、この節を省略いたしました趣旨であります。すなわち従来御承知の通り、一般会計で申し上げますれば、部、款、項というように議決科目といふものの下に目、その下に節があり、この目、節は大体におきまして同じような性質の分類でありまして、使途別分類と申しますか、経費の対象がサービスであるとか、あるいは物であるとかいふふうなことに分ける分類であります。その分類の性質上、従つて節は目のまた細分であると見ることが出来ます。そこでこの節といふものが、目に比べましてまた非常

にたくさんな数になりますから、この際これを整理いたすことによりまして、会計事務が大分楽になる。しかしながら従来節といふものがありましたが、ために、相当程度会計といふものがしつかりやつて参れたという点がございすので、節のうちの若干につきましては、この際これを目に昇格いたしまして、会計経理上あくまで厳正を期さなければならぬ科目につきましては、節を目に引上げまして目の数をふやす。しかしながら節をこの際廃止するといふことをいたしまして、会計事務といふものをできるだけ簡素にいたしながら、しかも所期の目的を達して行く、こういうことであります。

○河田委員 そうするとこの目の区分表の節は、目の方へ上るわけですか。

○石原(周)政府委員 目の下の区分としての節を廃止したのであります。行政科目としては目限りであります。ただしよつとつけ加えておきますが、従来は節のもとに細節というふうなものを置いておつたのであります。これは各自明細書を見ますとわかりますが、節をさらにわかつたわけでありす。そういうものは上るわけでありす。行政科目としては、ある科目としての節といふものは、この際廃止するといふことを御承知願ひたいのであります。

○河田委員 最近各現業、たとえば郵便局、通信関係、こういう方面では請負制によつて仕事をやらしてある。従つて普通は常雇い、あと超過勤務をやるといふのが従来のやり方でありすが、最近では請負制なんかになつて、雇ひの本給の方を出さずに、主として請負といふような形でやつておるそう

であります。そのために労働は非常に強化されるのであります。こういうような場合には、一体従来の節がなくなつてただ目だけになるとすると、結局超過勤務手当というだけでお出しになるのであります。

○石原(周)政府委員 お答えいたしました。超過勤務手当は従来は節限りであります。先ほどよつと申し上げましたように、その節を廃止するが、その節のうちで非常に会計上統制を嚴重にしなければならぬといふものにつきましては、目に上げると先ほど申しましたが、超過勤務手当はまさにその例であります。今回節であることを廃止しますが、目として超過勤務手当を上げます。ただいまお尋ねの請負の場合におきましては、これは役務費といふ従来からありました目でありすが、その目の中の出るわけでありす。

○河田委員 なるほど節とかあるいは細節なんかは整理されて、会計事務が簡略にされるというところは、事務を敏速にするゆゑにはあります。従来これは日本の長い予算上の経験として相当積んであるわけでありす。それを特に今日このように出され、しかも一方においては池田蔵相が、健全財政である、あるいは経済は安定したといふことを言われている。そうしてみますれば、大体費目の支出などについて、予算の中でかりに小さくわけして、えはなにものだと思ふ。ところが今日こういうふうになりまして、先ほど北沢君から行政の簡素化だといふやじが飛びましたが、しかし行政の簡素化ならば、それはそれで人員を減らさなければならぬ。人員も減らさずにただ仕

事だけを減らして、ぶら／＼遊んでおつたのでは、何らこれは行政の簡素化には自由党から見てもならぬと思ふ。そういう意味から申しまして、私は日本全体の池田蔵相あたりのお考えになつてゐる立場から見ても、こういう区分をすれば――先ほど私が申しましたように、盛んに現業庁あたりでは労働の強行が行われ、そうして超過勤務手当も支拂いがないといふことも多分にある。特にこういう目でやられますと、勢い上の連中は大きく仕事もないのに、一、二時間超過勤務をする。そして下の連中は超過勤務をさせても、結局ベースが非常に安いから、その方に食われてしまふといふ結果になるのじやないか。従つて予算といふものは大体一年間の見通しにおいて、どの程度の仕事の量をするかといふことはわかつてゐるわけでありす。そのうち必要はないのじやないかと考えるわけでありす。こういう点について、今度人事院の職階制が出ておりますが、これなんかともならみ合はせて、この予算の細目を削ることによつて、つまり目へ上げたりのあるいは目だけにすることによつて、予算の従来から言へば流用でありあるいは移用である分が、相当ふえるのじやないか。こういうふうにかけるわけでありすが、この点についてお考えはいかがでございす。

○石原(周)政府委員 目といふものの下に節をつくりましたのは、これは実は財政法の以前におきましては、いわゆる行政科目といつたしましては、目がありまして、節は先ほど申し上げたような細節、すなわち積算上の単位を明らかにするといふ意味で存在いたし

た。それが財政法をつくりましたときに、その経理を十分に慎重にやるという意味におきまして、節を行政科目といふことにいたしました。従来積算上の単位でございしたものを正式に分類いたしました。ところが最初に私が申し上げましたように、昨年来支出負担行為という債務の発生、履行といふものの時期におきまして、つかまつたつて施行することになつたのであります。従つて金が出される以前において、われ／＼は今どそれだけの債務を負つてゐるか、常にこれを予算の各分類において明らかにするようになつたのであります。そのことが、従来のたとえは支拂いの遅延であるとか、あるいは政府の未拂金があるといふような点についても、非常に大きな改正をいたしたのであります。またそのために、会計がややもすれば厳正になりかねるといふのを、相当改良することが出来るようになったと考えるのであります。そういうように、財政法をつくりましたときにこそ徹底されたため

に、また一つの大きな負担が会計の第一線に加はることになりましたので、なか／＼現在会計官吏は非常によくやつてゐるのであります。これは、これはあまり事務の量がふえ過ぎはしないかといふことによりまして、今回で

第一類第六号 大蔵委員会議録第三十三号 昭和二十五年三月十五日

きただけを減らして、ぶら／＼遊んでおつたのでは、何らこれは行政の簡素化には自由党から見てもならぬと思ふ。そういう意味から申しまして、私は日本全体の池田蔵相あたりのお考えになつてゐる立場から見ても、こういう区分をすれば――先ほど私が申しましたように、盛んに現業庁あたりでは労働の強行が行われ、そうして超過勤務手当も支拂いがないといふことも多分にある。特にこういう目でやられますと、勢い上の連中は大きく仕事もないのに、一、二時間超過勤務をする。そして下の連中は超過勤務をさせても、結局ベースが非常に安いから、その方に食われてしまふといふ結果になるのじやないか。従つて予算といふものは大体一年間の見通しにおいて、どの程度の仕事の量をするかといふことはわかつてゐるわけでありす。そのうち必要はないのじやないかと考えるわけでありす。こういう点について、今度人事院の職階制が出ておりますが、これなんかともならみ合はせて、この予算の細目を削ることによつて、つまり目へ上げたりのあるいは目だけにすることによつて、予算の従来から言へば流用でありあるいは移用である分が、相当ふえるのじやないか。こういうふうにかけるわけでありすが、この点についてお考えはいかがでございす。

○石原(周)政府委員 目といふものの下に節をつくりましたのは、これは実は財政法の以前におきましては、いわゆる行政科目といつたしましては、目がありまして、節は先ほど申し上げたような細節、すなわち積算上の単位を明らかにするといふ意味で存在いたし

た。それが財政法をつくりましたときに、その経理を十分に慎重にやるという意味におきまして、節を行政科目といふことにいたしました。従来積算上の単位でございしたものを正式に分類いたしました。ところが最初に私が申し上げましたように、昨年来支出負担行為という債務の発生、履行といふものの時期におきまして、つかまつたつて施行することになつたのであります。従つて金が出される以前において、われ／＼は今どそれだけの債務を負つてゐるか、常にこれを予算の各分類において明らかにするようになつたのであります。そのことが、従来のたとえは支拂いの遅延であるとか、あるいは政府の未拂金があるといふような点についても、非常に大きな改正をいたしたのであります。またそのために、会計がややもすれば厳正になりかねるといふのを、相当改良することが出来るようになったと考えるのであります。そういうように、財政法をつくりましたときにこそ徹底されたため

に、また一つの大きな負担が会計の第一線に加はることになりましたので、なか／＼現在会計官吏は非常によくやつてゐるのであります。これは、これはあまり事務の量がふえ過ぎはしないかといふことによりまして、今回で

に統制されますので、その点について
の扱いはわかりません。全体といたし
まして、こういうような節を廃止する
方がいかに悪い点につきましかつて
は、これは私どももいたしにして
は、今申し上げましたように二重に、
すなわち税金と債務発生と両者で、と
ことなまで予算を追つかけて行くとい
うやり方が、大いに必要であるとい
点におきまして、細部に属する分
類につきましては、この際できるだけ
省略できるものは省略したい。これは
あくまで省略できるものを省略するの
でありまして、先ほど御例示になりま
した超過勤務のようなものは、これは
省略しない。ほかにも幾らも省略しな
いものもあります。その結果といたし
まして、流用の点についてはむしろ従
来よりも、従来は節の間に流用が相
当頻繁であつたのでありますが、その
点は減少すると思つております。

○田中(總)委員 他の諸君から熱心な
御質疑があつたので、重複するかもし
れませんが、二、三お伺いしたいので
あります。今回の財政法の一部を改正
する法律案は、一言にして申し上げま
すと、予算の執行に弾力性を持たせる
という、もつともらしい理由がくつ
つとあるものでありますが、私多々の問
題がこれに胚胎していると考えられて
あります。まず私が伺いをいたした
のは、これは財政法全体の問題に関
連するわけですが、今度は支出担当官
別のいわゆる承認制を各官庁別にま
めてやる、こういうことに相なつたの
であります。大体流用その他の関係
において、目的部分においてはどの程
度のものが大蔵大臣によつて認められ
るのか。一応流用、移用についての限

界の点について、石原君から伺つてお
きたいと思ひます。
○石原(周)政府委員 目につきまして
は、従来の目は予算書にたしか今二十
三種類あるかと思ひます。これは修
給、給料から初まりまして、人件費、
物件費、大體その費途によりまして、た
しか第一番目は歳費だつたと思ひます
が、人件費がたしか四つか五つにわか
れる。物件費はやはり十か十幾つかに
わかれまして、最後に人件費、物件費
にも属さないような賠償金とか償還金
というやうなもので、全体でたしか二
十三であつたと思ひます。そういうよ
うな分類で目ができております。その
下にあります節の数は、今ちよつと正
確に調査をしておりますが、一、目ご
とに相當な数がございまして、平均し
て四つか五つあると思ひます。節につ
きましては、一般会計と特別会計の間
に統一がございせんので、特別会計
の方はちよつと違つて思ひますが、一
般会計でもちよつと正確な数は覚えが
ありませんが、百はちろん越えていま
と思ひます。これは御承知の通り、今
の部局別に予算ができております。そ
の下に款項がありまして、款項の下に
目がありその下に節がある、こういう
ことである。そこで目が一体どう
なるのだというお話であります。今
ちよつとここに資料を持っております
が、先ほど御質問になりましたよう
に落ちておりましたものは、今度目に
拾ひようにしようというので、目の数
は従来と比べてたしか十か十五かふえ
ることになつてゐると思ひます。ちよ
つとその正確な数はもう一べん調べて
申し上げます。

○田中(總)委員 私のお伺いをしてい
るのは、一応今度目にとどめて、節を
廃止したというところはわかるのであり
ますが、私の承知しているところは、
従来から大體節をきめては予算を配
分しているわけなのであります。決算
書にはもちろん節に基いて出ておりま
すけれども、実際にはなか／＼その節
の通りに行われておらなかつた。私か
うに理解をしておりますのであります。

そこで問題は、節の区分を今度廃した
わけでございますが、この目間におけ
る流用、移用というやうな点について
の限界は、どういふやうになつてお
るかという点であります。これは原則と
しては大きな物件費、人件費というよ
うな関係におきまして、なか／＼むづ
かしい問題があることは理解できるの
でありますけれども、実際の現在の運
営にあたりましては、どういふやうに
やつておるか。おのずから限界があ
るかと思ふのであります。いかがな
ものですか。

○石原(周)政府委員 現在目の流用に
つきましては、全部大蔵大臣の承認に
相なつております。従来の節におき
ましては、これは費目を限定いたしま
して大蔵大臣が承認いたしておいま
が、今回は節がなくなりまして全部目
に上ります。従いまして今後における
行政の目間における流用は、すべて大
蔵大臣の承認ということになるのであ
ります。

○田中(總)委員 そこで私お伺いする
のであります。この「歳出予算科目
目」及び「目的区分表」の十二ページ及
び十二ページの関係であります。こ
れは目の区分という点で、「物品費」の
中に「消耗品費」というのがございま

す。それから十二ページの「役務費」の
中には「賃金」、「印刷製本費」、「光熱及
水料」云々というやうなものが入つて
来ておるわけでありまして、大體従来
の關係から見ますならば、こういう
消耗品は私包括的に役務費というや
うな中に押えて来ていたのではないか、
かように思ふのですが、その点がこ
ういふやうになつたのはわけがあるの
でしょうか。

○石原(周)政府委員 消耗品は、従来
から大きくわけまして物件費の物の購
入と、サービスの購入になつておりま
す。役務費と申しますのは、英語で
言ふサービス、日本語で申しまして役
務と必ずしもつかないのですが、その
ときにつくつた言葉でございます。で
ございまして消耗品はいわゆる物に
属しますから、従来といへどもやはり
役務費の方には属しませんでした。物を
購入します費用としての消耗品費とい
うものは役務費と切り離してある、こ
ういふことであります。

○田中(總)委員 従来、私は細目実施
の過程を見ておりました。役務費の中
に實質的には消耗品費に属すべきもの
が入つておるやうに——これは私の記
憶違いであるかもしれませんが、私は
そういうやうに従来の予算書を見て来
ておるのであります。そこでやはり役
務費の關係におきましては、当然予算
定員に基いて幾らという、いわゆる積
算の基礎が出来まして計上されておるの
であります。物件費の中でも、こ
うした部分についての圧縮というこ
とが、予算の節減のやはり一番勤ど
ころとして押えて行かなければならぬ部分
だ、かように私従来から理解して来て
おつたので、そういう意味からた

だ、かように私従来から理解して来て
おつたので、そういう意味からた

まの石原大長の御答弁では理解できな
いのであります。それはともかくとい
ひまして、次に私が伺ひたい
のは、先ほどの目の流用の問題につ
きましては、全部大蔵大臣の承認事項に
なつておるといふ御答弁であつたので
あります。その場合の大蔵大臣の承
認は、たとえば憲法規定の場合ある
は、現に憲法規定の場合ある
は、現に憲法規定の場合ある
は、現に憲法規定の場合ある

○石原(周)政府委員 流用の承認につ
きましては、これはいわゆる法規裁量
ではなくて、行政裁量に属するもので
あるといふことにつきましては、これ
は大蔵省のみならず、法務府とも相談
いたして一致した見解であります。
○田中(總)委員 行政裁量という言葉
がきわめてあいまいであるところに関
題があるわけでありまして、しかしあ
なた方が行政をやられる場合には、当然
あくまで法規に準拠してやらなければ
ならぬことは、もう原則として何人も
否定できない点であります。われ／＼
はそういう点を突き進んだ意味にお
いて、あくまでもこれは法規裁量だ、
これがわれ／＼の主張の論拠でありま
す。最近、たとえば公務法による裁
定の財源抽出の問題にあたりまして、大

大蔵大臣の御答弁では理解できな
いのであります。それはともかくとい
ひまして、次に私が伺ひたい
のは、先ほどの目の流用の問題につ
きましては、全部大蔵大臣の承認事項に
なつておるといふ御答弁であつたので
あります。その場合の大蔵大臣の承
認は、たとえば憲法規定の場合ある
は、現に憲法規定の場合ある
は、現に憲法規定の場合ある
は、現に憲法規定の場合ある

蔵大臣がつて参つた点は、これはもうまつた大蔵大臣が恣意的な決定をいたしておる。こういう意味におきまして、あなたがたがいま法務府と打合せで、政府当局としては一貫して行政裁量であると言つておるその行政裁量は、あくまでも法規に準拠して行かなければならぬのである。そこに大蔵大臣の恣意的なものが許さるべきでないことは、私は当然だと思ふのでありますが、ここでその問題の議論はいたしても始まらないので、次の質問に移ります。

それは昨日も共産党の竹村君あるいはまたたまたま河田君からの質問にあつたのでありますが、まだ明確にならぬので重ねてお伺いするのであります。ただいま人事委員会の方に公務員に関する職階法がかかつておりますが、これが通過成立いたしました場合に、現在この予算の目的区分にありする人件費の關係におきましては、この職階法に基いて当然私はかわつて来なければならぬものだと思うのであります。その点についての大蔵当局の御見解を伺つてみたいと思ふのであります。

○石原(周)政府委員 職階法が通過をいたしました、これが実施に相なりました場合におきまして、今俸給給與の予算に組んでありますものにあるいは若干の変更が参りました、現在組んでおりますもの、たとえば俸給というふうなものにおきまして不足を生ずるということは、これはあるいはあり得るかもしれませんが、そういう点につきましては、そういうふうな場合においては、それ以外の人件費のところから流用いたして行くことは、も

ちろんあり得るわけですが、ただ私どもの理解いたしますところでは、特に職階法のためにそういうような事態が必ずしも起るかどうかということについては、疑問を持つておるのであります。職階法の通過によりまして、この予算通りで私どもはやる。ただ先ほども申しましたが、万一、そういうような事態が起りました、それは通常の流用として処置されるものと思ひます。

○田中(輔)委員 他の人件費の面から流用するということも考えられるとおつしやるのでありますが、この予算の中におきまして給與に關する部分というものは、最近非常に嚴格に切り詰められて來ておる。従つてそういう關係から参りまして、その他の人件費の部分からの流用とおつしやいますけれども、そういうことははたして可能でありましようか。

○石原(周)政府委員 あるいは私のお答のいたし方が悪かつたのかも知れませんが、私の申し上げるものは、現在の予算は御承知のように部局單位で組んであります。従ひまして、全体としての俸給總額というものはかわりません。部局單位の間におきましては、あるいは不足をいたす、あるいは過剰に相なるということがあり得るわけでありまして、これがまた職階法の場合にはそのまた一つの場合に属する。それと類似したような事態が起り得るのではないかと、趣旨において申し上げたのであります。従ひまして、人件費そのものにたとへば余裕があつて、それで大丈夫だという趣旨で申し上げたものではございませんので、あちらで余り、こちらで足りないとい

うような形が生ずるのでございます。そういう場合におきましては、流用の道がありはしないかということをし上げたのであります。

○田中(輔)委員 そこで伺いをいたしますが、これは当然財政法の適用を受けておきます国有鉄道、あるいは専売公社等の政府機關と申しますか、こうしたような予算についても適用されるものだと思うのでありますが、その通り理解してよろしうございませうか。

○石原(周)政府委員 日本国有鉄道及び専売公社につきましては、おの／＼日本国有鉄道法あるいは日本専売公社法に基きまして、拘束せられると思ひます。

○田中(輔)委員 ところが実際の予算の編成過程を見て参りますと、なかなか公共企業体としての特殊性がそのまゝ認められておるような段階ではないと思ふ。本来ならばこれは専売公社法あるいは日本国有鉄道法に基きまして、こういう公共企業体を通過するところの經理の特別法を制定しなければならぬということが、法文の上でも明白になつておるのです。ところが暫定的な措置をいたしまして、先般国会をわれわれの反対を押し切つて現内閣が通過成立せしめたのであります。それが、その關係におきましては、官庁會計の方式をそのまま踏襲しておるという点から、私は先ほど質問いたしました流用の問題等につきましても、公共企業体としての特殊性が何ら尊重されないうところ、先ほど問題にいたしましたところ、たとえば仲裁裁定の実施上における政府あるいは労働組合、またわれ／＼議會側との間の意見の相違が出て参つ

ておるのであります。財政法のこういう点は、それでは公社の關係においては、それ／＼の公社法の規定でこれとは全然関連なしに行われる、かように理解してよろしいわけですか。

○石原(周)政府委員 日本国有鉄道法並びに日本専売公社法は、この前の議案を通過いたしておりますが、會計経理の規定に關する限り、昭和二十五年からの適用になつております。従ひまして二十四年度までは、従来の専売公社並びに日本国有鉄道をつくりましたときに、とりあへず暫定的の財政法、會計法並びに従来の特別會計法を適用いたすという規定が生きておりますので、二十四年度限りは正面から財政法が適用になる。二十五年度におきましては、公社法及び日本国有鉄道法の規定によつておの／＼拘束されております。

○田中(輔)委員 その点はよく石原君にも調べていただきたいと思ふのであります。この前の国会を通過成立いたしました公社法という中にある經理規定では、これは公共企業体という新しい企業形態を持つものを設置して、まだ經理を完全に具現することにはなつておらないのです。これはそういう公共企業体を通過する經理の準則ともいふべき法律を制定しなければならぬが、あの公社法の關係に盛り込まれておるものでも、われ／＼はあの法文の解釈からいたしますならば、あくまでも暫定的な措置ではないか。そこでわれわれが現在公共企業体としてのいわゆる独自性というものを抹殺したところの、官庁會計の方式が依然として踏襲されてゐる、かように申し上げておるのであります。その点は私石原君の

思い違いやないかと思ふのですが、いかがですか。

○石原(周)政府委員 日本国有鉄道及び専売公社ができたときに、お話のようにおの／＼の設立總會に關する規定がございまして、その中に財政及び會計に關する章があつたわけでありまゝ。その章におきましては、先ほど私が申し上げましたように、財政法、會計法及び鉄道の場合は従来の鉄道特別會計法の規定によると書いてあります。しかも今田中委員のおつしやいますのはこの点だと思ふのであります。この公社が企業体として高効率に働くために、適当に法規が改正されるまで暫定的に云々とありますので、その点をおつしやつてゐるかと思ひますが、その点に基きまして、この前の臨時国会におきまして、従来の財政法、會計法及び死にました鉄道特別會計法というものを、正面に日本国有鉄道法に適用するという章はこれを改めまして、新しく日本国有鉄道自体の會計に關する規定を置いたわけでありまゝ。その結果従来のような財政法、會計法というものの正面適用は、昭和二十五會計年度からこちらの方に切りかえるということに相なるわけでありまゝ。その二十五年度四月一日から適用に相なります法規の方につきましても、あるいは御意見であるかもしれませんが、もしもそういう御意見であります、その点につきましては一応政府としてはいわけゆる企業の経営というものに即応しながら、しかも公社の持つておる公共的性格というものを両者あわせ考えまして、現在この間の臨時国会で通過になりましたような案が適當であるということと提案を申し

第一類第六号 大蔵委員会議録第三十三号 昭和二十五年三月十五日

上げ、また国会もその趣旨に基きまして御承認に相なつたというように考えております。

○田中(蔵)委員 その点はやや法案直接の面からは離れてあるもので、それ以上私は議論申し上げませんが、最後にこの財政法の一部を改正する法律案について、附則の第六條にありますが二十五年度の予算に限り云々の規定がございますが、これは「当該年度の予算に添附して国会に提出した予定経費要求書又は歳入歳出予算計算書に掲げた目を整理統合して定めた目の区分により配賦することができる。」というようにことになつておるのでありますが、われわれが手元にいたたいおる歳出予算科目及び目の区分表というものは、その六條に「整理統合して定めた目の区分により」とあるが、かように理解してよいわけでありませうか。それとすでに衆議院を通過しておる予算の配賦の過程におきましては、この予算書に計上しておるものを整理統合して行くということに相なるのか。そのいづれでございますか。

○石原(周)政府委員 今お手元にお持ちのものがそれであると思ひます。すなわちそのお手元にお持ちのものに基きまして、先ほどお配りしてあります予算書、この各明細をその範囲につくり直しまして、それで第六條にありますがいわゆる予算の配賦ができる。こういうことに御理解になつてよろしいと思ひます。

○北澤委員 証券取引法の一部を改正する法律案及び財政法の一部を改正する法律案につきましては、質疑を打ち切られんことを望みます。

○川野委員 北沢君の動議に御異議ありませんか。

○川野委員 御異議がないようです。から、ただいま議題となつております証券取引法の一部を改正する法律案及び財政法の一部を改正する法律案については質疑を終了いたします。

○川野委員 次に午前中質疑を打ち切りました造幣庁特別会計法案を議題として、討論、採決に入ります。

○北澤委員 造幣庁特別会計法案につきましては、討論を省略されて採決されんことを望みます。

○川野委員 北沢君の動議に御異議ありませんか。

○川野委員 御異議がないようです。から、これより本案を議題としてただちに採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○川野委員 起立議員。よつて本案は原案の通り可決せられました。

○川野委員 次に証券取引法の一部を改正する法律案を議題として討論、採決に入ります。討論は通告順にこれを許します。田中蔵之進君。

○田中(蔵)委員 私は社会党を代表いたしまして、本案に希望条件を付しまして賛成するものでございます。日本の経済再建のために証券取引の円滑化を達成することは、急務中の急務だと考へるものであります。そういう観点から、この証券取引法の規定によりまして提出される財務諸表、その他の関係につきまして、今回の細部にわたる規定をされたということは、私適切なもの

のだと考へるのであります。ただ本法の突進にあたりましては、その運用よろしきを得ない場合には、現在既存の証券業者に対して與える影響も少なくないと思ひます。そういう意味合いにおきまして、もちろん中小の証券業者等の関係におきまして、投資者保護のための必要なる統制と監督を行わなければならぬことは当然でございますが、その運用にあたりましては、ただ公式的にならないよう一言希望を述べまして、賛成をいたします。

○川野委員 三宅則義君。

○三宅(則)委員 私は自由党を代表いたしまして、本案に賛成の意を表するものであります。

今回の改正案に対して、御承知の通りシャウ博士の勧告案を基準にいたして、この証券取引法を改正せられることに相なつたのであります。その二、三の点について私は賛意を表するものであります。これは少くとも今度の改正案によりまして、証券取引業者に対しては、純資産が五十万円以上ということになりまして、営業者も、また一般の取引者も信頼をいたして取引ができる。こういう点は大いにけつこうであると思ひます。さらにこの証券業者の特殊性にかんがみまして、一箇年間に平均いたして、これに対する営業年度を見る、こういうこともやはり私はすべての業種が、一箇年を基準に考へてみることに一番けつこうなものであると考へておる矢先、かように政府が改正されたことは、まことにけつこうであると思ひます。

第三点といたしまして、御承知の通り今度の証券取引法によりまして、財

務諸表、貸借対照表、損益計算書その他の財務書類が、一定の様式を定めるということに相なりまして、これがすべての証券取引の基準となつて、また一般業者も取引者もこれによつて信頼が置ける。こういう制度に改まつた点であります。ことに公認会計士制度を定められまして、五億円以上の株式を定められまして、公認会計士の監査を経てこれを発表する。こういう段になりまして、先ほど宮腰委員も御説明になりましたが、五億円以下の会社に対しては計理士もこれに対し相當な権益を有し、業者にいたして、これに対し監査証明することができることになつておりますから、これまたつばな案であると思ひます。

最後に証券取引委員会につきましては、やはり特別職でありますので、内閣総理大臣が両院の承認を得て、証券取引委員会の委員を任命するという段階に至りましては、非常に進歩いたしましたものであつて、わが党の政策を十分に助長いたしましたものであると思ひます。私はこれに賛意を表するものであります。

○川野委員 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表いたしまして、本案に希望条件を付しまして賛意を表するものであります。

経済再建のために証券民主化ということが盛んになられておりますので、この点についてはわれわれは心から賛成の意を表するものであります。が、いろいろな点を考へますと、まだわれわれの不安な点がたくさん持たれております。こういうものに強い希望条件を付しまして、賛成の意を表する

ものであります。その希望条件の第一点として、資産内容に關して諸会社の監督を十分にいたしていただく。現在においても一流会社に資産内容がゼロであるような会社が少なからずに見受けられるので、この点取引委員会でも十分監督して、一般の債権者あるいはお客に対して損害のないよう努力していただく。

それから証券会社が往々にして投機的な取引をしておる場合があり得るので、なるべく債権者保護の立場から、この点十分考慮して監督していただく。

それからまた生命保険会社あたりの手持資金について、ややもすると、大臣なり政府当局から買出動せよという命令がましいことを言つて引受けさせますが、最後に株が暴落して証券会社に非常に迷惑をかけておる。こういうような事態がたび／＼起ると、將來大蔵大臣の命令によつてはなか／＼動かないという事態が起るかもしれないので、この点十分慎重に研究した上に、生命保険業者と交渉するようにお願いしたいと思います。

先ほど三宅委員からもお話があつたのですが、財務諸表の計理士の監査ですが、なるべく現計理士を十分利用していただく。こういう希望条件を付しまして、本案に賛成するものであります。

○川野委員 竹村奈良一君。

○竹村委員 私は共産党を代表いたしまして、本案に反対するものであります。

まず第一点といたしましては、最近政府は証券の民主化等を叫んでおりますが、その民主化が非常に勢いで進

ないというような、きわめてえてかつてなことをやつて来ておるのであります。また予算の執行の過程におきまして、今度は節を廃止いたしましたして、若干のものは目に繰上げた形に相なつておりますが、従来ととも、この節がある當時におきまして、決算書にはななるほど各目、節に従つて報告はなされておるのでありますけれども、実際の運用はそういうふうに行われておらない。問題はそういう予算執行の過程におけるルーズなことを、合法化するための、これは一つの手段とも見られるのであります。われ／＼はそういう關係、並びに第一本案の提出そのものが違法だと思ふ。今調べてみますると、本案が本委員会に提出せられたのは三月の二日であります。しかし先ほど私が最終質問において申し上げましたように、第六條の關係におきますならば、すでに衆議院を抑し切つたところの予算案は、この財政法の改正を前提といはしましたものによつて、予算書がつくられておるといふことは、先ほどの政府委員の答弁で明白であるのであります。それにもかかわらず、予算がすでに提出せられるまでに、本来この国会の議決を経ましてそれに基づきまして予算を編成し、その予算が国会に提出せられるということが順序でなければならぬのであります。どうも現内閣はこの予算に関する問題につきましては、そういう前提となるべき、たとえば歳入關係の法律の問題に

いたしましても、そういうことが行われておらない。「片山内閣のときはどうだ」と呼ぶ者あり「こういう点が、ただいま片山内閣云々の点がございます

長報告は、来年度の予算が定期国会の冒頭に出されたということは云々と言つて、盛んに自画自讃をせられたのでありますけれども、現に予算の中に重要な部分を占める地方税制に関する法律案等は、いまだ国会に提出されない、こういうような段階にあることによりまして、現内閣が盛んに宣伝しておること、行つておることが食い違つておことは、何人も否定することのできない事実と認むのであります。われわれはそういう見地から、本法案に對しまして反対を表明するのであります。

○川野委員長 河田治君。

○河田委員 日本共産黨を代表いたしました、本案に對しまして反対をするものであります。

ごく簡単に理由を申し述べますと、御承知のごとくこの法案は大体節を削つて、そして相當簡素化するというところにあります。やはりこの節を基礎にして予算などの積算が私にはできるものだと思うのであります。そうでなければ、いろいろ費目の各行政部門のおの／＼分散したところにおける積算が、おそらく私は不可能だと思ひます。従つてこういうものをつくつて、そしてこの予算とそれからまた決算とを合しまして、これに習熟することが政府の仕事であります。ところがそういうことになれないで、御承知のごとく会計検査院の報告を見ますと、毎年々々流用や移用や法規違反がもう山ほど出て来ております。ところがこういうことがあるにもかかわらず、この節を廃止することは結局自由裁量の部面をそれだけ多くする。特に今日官吏諸君の給與が少いために、どうして

も会計上のごまかしをやる。あるいは下の者には臨時給與にいたしましたもわずかしややら、上の者がよいにとるという形で今日職階制が出ておりますが、その職階制を強化すると同様に、この法案が提出されたということは私は偶然ではないと思ひます。従つてこういうふうにして、まず一般の職員のうちでも、ことに下級の職員が、労働強化とそれしてまた他面におきましては給與が非常に低いというところ、こういうことからかえつて上の者には案をさるやうないわゆる分裂政策が、この財政法の法規によつても施行されるものであります。従ひましてこういう点が私の反対理由の第一の点であります。同時に先ほど社會黨の田中委員からも述べられましたが、第六條における予算の整理統合ということをやつたつておりますが、予算委員会に前もつてこの法案が出されて、並行して審議すべきことが私は妥当だと思ひます。予算がすつかり通つた後においてここでこれを審議して、そして予算の項目を変更するといふことが、まづたく国会の運用において私は非常な間違ひを犯し、かつまたこういう法案があとから出ることによつて、予算の執行面をいくらかでもかえることができる、こういうことになれば、結局国会の予算審議というものが、何ら審議権をはつきり持たないことになる。配分におきましてもこれは同様なんです。従つて私はこういう違法的なやり方に対して断固反対し、この法案に反対するものであります。

○川野委員長 討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。本案を原

案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十四分散会

〔参照〕

造幣庁特別会計法案(内閣提出第六八号)に関する報告書

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)(參議院送付)に関する報告書

財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕